

若者をターゲットとした県政発信力強化事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

若者自身が主体となり、同世代をターゲットとした情報の企画・制作・発信に取り組むこと及びインターネット広告などを活用し、若者へ県政の情報や県の魅力を届けることにより、若者の富山への関心・共感を高め、県政参加や地域への愛着を醸成することを目的として、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

若者をターゲットとした県政発信力強化事業

(2) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

(3) 委託上限額

2,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記上限額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑥ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること

- イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

（2）共同企業体

- ① 各構成員が（1）①～⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第1号）により提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

（1）提出先 富山県知事政策局広報課（連絡先は、「11」を参照）

（2）提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

E-mail : akoho@pref.toyama.lg.jp

- (3) 質問受付期限 令和7年9月26日(金) 17時まで
- (4) 回答 質問に対する回答は、令和7年10月1日(水) 17時までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザルページ」に掲載します。
- (5) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、以下より必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類 業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)
- (2) 提出期限 令和7年10月3日(金) 17時(必着)
- (3) 提出先 富山県知事政策局広報課(連絡先は、「11」を参照)
- (4) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp
- (5) その他 事情により参加を辞退する場合は、10月10日(金) 17時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

次の①～④の書類を電子メールにて提出してください。

- ① 企画提案書(様式任意)

下記項目を盛り込み、別紙1仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。

ア ワークショップの内容(実施方法や実施内容を具体的に記載すること。)

イ ワークショップを行うファシリテーターや講座を行う講師の経歴と実績及び選
定理由

ウ 広告運用計画

- ② 会社の業務概要(様式第3号)

- ・他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。

- ③ 委託業務実施体制(様式任意)

- ・業務の実施スケジュール
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置と具体的な役割分担・実施体制(社外協力企業等を含む)

- ④ 経費見積書(様式任意)

- ・本委託業務の実施に伴う全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を算出し、見積書を作成してください。

- ・積算の内訳がわかるように記載してください。

⑤ 業務実績に関する資料（様式任意）

- ・同種又は類似業務の受託実績
- ・官公庁での主な受託実績例（3点程度記載し、その概要資料も添付すること）

（2）提出先 〒930－8501 富山市新総曲輪1－7

富山県 知事政策局広報課

（3）提出期限 令和7年10月10日（金）17時【必着】

（4）提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp

7 審査方法等について

（1）審査方法

企画提案書による書面審査及びオンラインプレゼンテーションにより、契約候補者を選定します。

①日時・開催方法

オンラインプレゼンテーションによる審査の日程は令和7年10月中旬を予定していますが、詳細な時間や開催方法等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡します。

②実施方法

- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とし、提出のあった企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

（2）審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

（3）契約候補者の選定

- ・各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を、契約候補者として選定します。（最も高い点数を獲得した者が複数いる場合は、当該者の中から、くじ引きで契約候補者を選定します。）
- ・参加者が1者の場合は、各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上の場合にのみ、契約候補者として選定します。

（4）審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

（5）失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本実施要領（別紙 1 仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ② プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 複数の提案書を提出した場合
- ⑥ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ この他本実施要領に違反する行為があった場合

8 契約締結

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

9 その他

- (1) 提案は、参加者 1 社につき 1 案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ① 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

10 スケジュール

令和 7 年 9 月 26 日（金）17 時	質問書提出期限
令和 7 年 10 月 1 日（水）17 時	質問回答
令和 7 年 10 月 3 日（金）17 時	参加申込書提出期限
令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時	企画提案書等提出期限
令和 7 年 10 月中旬頃	審査の実施
令和 7 年 10 月中旬頃	審査結果通知、契約

11 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県 知事政策局 広報課（担当：八坂）

E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp

TEL:076-444-3134